

山形県立米沢女子短期大学に対する改善報告書検討結果

<認証評価実施年度：2020年度>

<改善報告書検討実施年度：2024年度>

山形県立米沢女子短期大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた短期大学全体の取り組み、3点の改善課題及び1点の是正勧告の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

<改善に向けた短期大学全体の取り組み>

前回の認証評価結果について、教授会及び法人組織である経営審議会と教育研究審議会に報告するとともに、改善に向けて学長による指導のもと、「自己評価改善・SDFD委員会」が評価の内容を精査し、同委員会の依頼に基づき、各担当部署が改善に取り組んできた。また、内部質保証システムの整備に向けて、副学長を中心としたワーキンググループにおいて検討を行い、その結果をもとに、学長を含む法人役員等で構成される役員会議にて議論が進められ、2023年に「内部質保証に関する方針」を策定した。当該方針に基づき、「自己評価改善・SDFD委員会」の下に、「内部質保証専門部会」を組織し、同部会を内部質保証の推進に責任を負う組織として位置付ける内部質保証体制を構築した。

以上のように、認証評価結果に基づく改善を進めていることが認められる。しかしながら、新たな内部質保証体制のもとでの点検・評価はまだ行われておらず、かつ、今回の改善報告書においても改善の成果が十分ではない点があることから、新たな内部質保証システムを機能させ、「内部質保証専門部会」のもと引き続き改善に取り組むことが望まれる。

<是正勧告、改善課題の改善状況>

提言の改善状況から、改善の成果が十分に表れているとはいえない。

是正勧告に関し、内部質保証体制を構築したものの、当該体制のもとでの点検・評価は行われていないことから、この実施方法等を明確にし、取り組むよう引き続き改善が求められる。

改善課題については、施設・設備の老朽化の問題について、引き続き設置者と継続的に協議を行い、改善・修繕を行うことが望まれる。

個別の提言の改善に向けた短期大学の取り組みに対する評価は、以下のとおりである。

1. 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言（全文）	「中期計画推進委員会」を中心とした内部質保証体制を構築しているものの、「中期計画推進委員会」

		や「教育研究審議会」「経営審議会」「総務会」等の内部質保証にかかる各会議体の権限・役割分担を規程等において明示していない。また、「中期計画推進委員会」が取りまとめる中期計画に基づく年度計画の振返りは行っているものの、理念・目的や方針の達成に向けて長所や課題を抽出する自己点検・評価として不十分である。従って、適切な点検・評価の結果に基づき「中期計画推進委員会」等によって機関全体の観点からマネジメントを行い、学内の諸活動を改善・向上に結び付ける内部質保証のプロセスを構築しているとはいいがたい。今後は、内部質保証に係る手続や各組織の権限や役割分担を規程等で定め、内部質保証において欠かせない自己点検・評価を適切に実施するとともに、教育の充実と学習成果の向上につながる内部質保証システムを整備し、有効に機能させるよう是正されたい。
	検討所見	是正勧告を受け、副学長を中心としたワーキンググループを立ち上げ、内部質保証システムの整備に向けた検討を行った（資料 1-7）。ワーキンググループの検討を踏まえ、学長を含む法人役員等から成る「役員会議」にて論を進め、2023 年に内部質保証を所管する委員会として、「自己評価改善・SDFD 委員会」を、内部質保証の推進に責任を負う組織として「内部質保証専門部会」を、それぞれ位置付ける内部質保証推進体制を構築した。 また、内部質保証システムにおいて、「中期計画推進委員会」を自己点検・評価を反映した年度計画を策定する組織、「教育研究審議会」を、自己点検・評価に対して、進言を行う組織とすることで、権限及び役割分担の明確化を図った。 一方で、新たな内部質保証システムのもと、実施する点検・評価の方法や評価指標については、未だ検討中にあることから、これを定め、「内部質保証専門部会」を始めとする体制のもと、点検・評価を及びその結果に基づく改善・向上に適切に取り組むよう、引き続き改善が求められる。

2. 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	1) 英語英文学科と日本史学科の教育課程の編成・実施方針は、学生が身に付けるべき能力を示したものであり、教育課程の編成と実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。
	検討所見	英語英文学科と日本史学科は、学科教員会議において教育課程の編成・実施方針の再検討を行い、教育課程の編成と実施の基本的方向性を明示するよう、方針の改訂を行った。その後、教授会、教育研究審議会の承認を経て、2023 年 4 月に新たな教育課程の編成・実施方針を公表している。 当該方針においては、両学科ともに科目の編成及びその実施に関する内容が明示されていることから、改善が認められる。
No.	種 別	内 容
2	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	2) すべての学科において G P A を学習成果の指標として導入しているものの、学位授与方針に定める学習成果の把握が行われているとはいいがたいことから、各学科の学習成果を適切に把握するための方法や指標を開発するよう、改善が求められる。
	検討所見	学習成果の把握・評価に向けて、GPA の有効な活用方法を全学で検討し、2022 年後期より、学年別・学期ごとに全体の GPA 値分布図を作成し、学務システムを通じて開示することとした。 また、各学科においても学習成果の把握・評価に向けて取り組んでおり、英語英文学科では、プレイスメントテストの利用によるクラス分け、TOEIC IP テストによる学習成果の把握を行っている。社会情報学科では、学習成果を検定取得に活かす指導や、資格取得を授業評価に採り入れている。国語国文学

山形県立米沢女子短期大学

		科においては、2024 年度より「日本語検定 2 級」の導入による学習成果の把握と、その検定試験受験のための新たな講座を設けている。また、日本史学科においても「史学実習 1・2」にルーブリック評価を導入することにより学習成果の把握を試みている。 以上のように、学習成果の把握・評価に向けて全学及び各学科において取り組んでいることから、改善が認められる。なお、今後ルーブリックの作成やツールを活用した学生アンケート等により学生が自己評価できる仕組みの構築が予定されていることから、より一層の成果を期待したい。
No.	種 別	内 容
3	基準	基準 8 教育研究等環境
	提言（全文）	校舎については適宜修繕が行われているものの、一部の校舎については、老朽化が進んでおり、今後の検討も十分に行われていないことから、現在の教育・研究に求められるふさわしい環境を適切に維持・向上させるよう、改善が求められる。
	検討所見	施設新設のため、設置団体である山形県と協議を継続している。また山形県公立法人第 3 期中期計画において、施設・設備の計画的な整備・改修を明記している。これに基づき、老朽化した施設・設備の改修を各年に渡って実施している。 以上のように、よりよい教育環境の提供に向けて取り組んでいることが確認できる。引き続き、設置者と協議を進め、教育・研究に求められるふさわしい環境整備に取り組むことよう、改善が望まれる。

<再度報告を求める事項>

なし

<弾力的措置にかかる要件の充足状況>

山形県立米沢女子短期大学

弾力的措置にかかる要件	前回の評価結果 における提言	改善状況
ア) 基準 2「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。	有 (是正勧告)	×
イ) 基準 4「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。	無	—
ウ) 基準 4「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。	有	○

以上